

# 使用許諾契約書

重要 — 本製品のプログラム提供媒体の包装を開封する前に、必ず以下の使用許諾契約書をお読みください。

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、プロ・ビジョン ソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア製品」といいます。）に関してお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません。）とプロ・ビジョン株式会社（以下、「弊社」といいます。）との間で締結される契約書です。本ソフトウェア製品は使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

本パッケージを開封され使用する場合は、お客様はこれらすべての契約条件にご同意いただいたものとみなされます。これら契約書に同意されない場合には、ご使用にならずに本製品が含まれているパッケージの内容物すべてを直ちに購入元へご返品ください。

## 第1条（定義）

「本製品」とは、本契約書とともに交付されるコンピューターソフトウェアならびにそれに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書を含みます。また、今後弊社より提供される本製品の後継製品、更新プログラム又は機能追加プログラム等についても、特に記載の無い限り本契約書がその後継製品等にも適用されるものとします。

## 第2条（使用許諾）

- (1) お客様は本製品に含まれるコンピュータープログラムを、特定の1台のコンピュータ内にインストールして使用することができます。なお、複数のコンピュータに本製品をインストールする場合には、下記本条(2)項によりコンピュータの数に対応した数のライセンスが必要となります。
- (2) お客様がサイトライセンス（追加ライセンス）を購入された場合には、購入された本製品のライセンス総数（1ライセンス＋追加ライセンス数）を限度として、同一事業所（同一法人、地理的に同じ敷地内の事業所）内のコンピュータにインストールして使用することができます。
- (3) 本製品を他のコンピュータに移管することはできますが、本製品は、移管前のコンピュータから消去されなければなりません。
- (4) お客様は、本製品がインストールされるコンピュータの数が正当に許諾されている数を超過することがないように客観的に妥当な手段をとるものとします。

## 第3条（制限事項）

- (1) 如何なるお客様も本製品またはその機能を第三者へ複製、譲渡、貸与、レンタル、リース、部分供与または使用を許諾する事はできません。また、その他如何なる方法であっても第三者に使用させることはできません。
- (2) お客様は本製品を修正、改変、翻案したり、本製品の二次的著作物を作成したりすることはできません。
- (3) お客様は、本製品を弊社の許可なく複製することはできません。

## 第4条（著作権）

本製品の著作権は弊社が保有するものであり、日本国著作権法により保護されています。弊社は本製品を購入されたお客様に対し、本契約条項に基づいて使用することを許諾するものです。

## 第5条（製品の保証）

- (1) 弊社は本製品に物理的な欠陥や不足があった場合、本製品を購入された日から30日以内に限り無償で交換します。
- (2) 弊社は本製品の機能がお客様の使用目的に適合することを保証するものではありません。また、これを適合させるように仕様を変更する義務を負うものではありません。
- (3) 本製品を使用してお客様が期待する結果を得られない場合や、本製品を使用した結果お客様に直接的、間接的に発生した損害については、コンピュータープログラムないしデータの不具合、その他原因の如何を問わず弊社は賠償の責めを負いません。
- (4) 本製品の使用その他について、弊社が関与しない第三者による説明、結果、宣伝等について弊社は一切の責任を負いません。
- (5) この保証は、日本国内においてのみ有効です。

## 第6条（アップデート）

アップデート版が提供された場合には速やかにアップデートを行ってください。アップデートを行わない場合、機能の全部または一部が使えなくなることがあります

## 第7条（使用許諾契約の期間）

本契約は、お客様が本製品中のプログラム媒体の包装を開封した時から効力を生じ、下記第8条により本契約が終了するまで有効であるものとします。

## 第8条（使用許諾契約の終了）

弊社からのお客様に対する使用許諾は、以下の事由により将来に向かって効力を失います。その場合、お客様は速やかに本製品並びに、作成された複製物を破棄するものとします。

- (1) お客様が本製品の使用を停止した場合。
- (2) お客様が本契約に規定された条項のいずれかに違反、または弊社の著作権を侵害した場合。